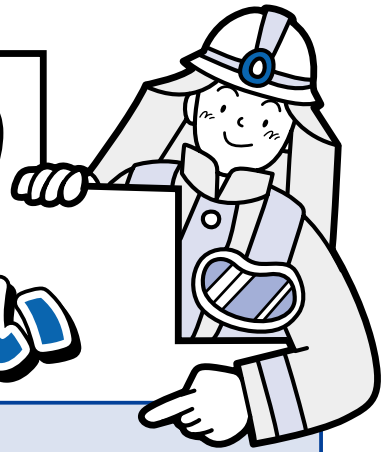


# 住宅用火災警報器の 悪質商法に ご注意ください



火災警報器の設置が義務付けられたって聞いたけれど...

消防法の改正により町の火災予防条例で住宅用火災警報器の基準が定められ、一戸建ての専用住宅や共同住宅及び店舗併用住宅などに対してもその設置を義務付ける条文が設けられました。

すぐに警報器を取り付けないとダメなの？

新築住宅については、6月1日から適用になりました。既存の住宅等については、平成20年6月1日から適用になります。

また、設置しなければならない警報器の規格や、設置する場所などについても、火災予防条例で定められています。

「火災警報器を設置しなければならない」と訪問してきた業者がいるのですが...

悪質商法のひとつに「消防署のほうから来ました。各家庭に消火器を置かなければなりません。」と消火器を売りつける「かたり商法」と呼ばれるものがあります。今後、この手の悪質商法の火災警報器版が発生することが考えられます。

これまでお話してきたとおり、火災警報器を設置しなければならない時期については、町の条例で決められています。

にもかかわらず、「すぐに取り付けなければならない」「この警報器を取り付けなければならない」などと火災警報器の設置をせまる業者に対しては注意する必要があります。また、町や消防署などの公的機関を名のったり、不当に高額な販売には要注意です。

特に、訪問販売などその場で契約を求めてくる場合は、簡単に契約せず、家族や町の消費生活相談、県消費生活支援センターなどに相談しましょう。

万一、訪問販売で契約してしまったが、解約を希望する場合は、契約書を受け取った日を含めて8日以内であれば無条件で解約（クーリング・オフ）ができますし、それ以外の場合でも契約の状況によっては解約が可能となります。

## アドバイス

公的機関の職員が一般住宅を訪問し、火災警報器を販売することはありません！

あたかも消防署員のような服装で訪問してくる業者がいます。町や消防署、消防団が火災警報器などを売り歩くことはありません。また、特定の業者に販売を委託することはありません。業者の服装や言葉などにごまかされないようにしましょう。

「今だけ」「あなただけ」などと契約を急がせる業者には要注意！

訪問販売の業者と契約するときは、その場ですぐに契約をするのではなく、本当に必要なものかどうかをよく考え、他の業者と見積もりを比較するなど、じゅうぶんに考えましょう。

その場ですぐ決めるのではなく、必ず家族や友人に相談しましょう！

悪質業者は皆さんに心地よい言葉で勧誘してきたり、有無を言わせないで契約させようとします。その場ですぐに契約を結ばず、もう一度よく考えてみましょう。

## 火災警報器に関する相談窓口

住宅用火災警報器相談室

フリーダイヤル 0120(565)911

受付時間 午前9時～正午、午後1時～5時

(土・日・祝日は休業)

消防本部消防課 予防係 ☎(92)1800 内線211

「おかしいな？」と思ったら消費生活相談窓口に相談を！

## 問合せ先

埼玉県消費生活支援センター春日部

☎048(734)999 午前9時30分～正午

午後1時～4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談 ☎(93)7700

毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時

産業振興課 内線245・246



## 7月の消費生活相談

相談日等 7月3日(月)、10日(月)、19日(水)、  
24日(月)、31日(月)

午前10時～正午・午後1時～3時

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

## クレジット・サラ金110番

司法書士による多重債務者の債務整理に関する無料の電話相談会を実施します。

日にち 7月22日(土)、23日(日)

時間 正午～午後5時

相談用電話番号 048(838)8423

主催 埼玉青年司法書士協議会

後援 埼玉司法書士会